

議 事 要 旨 (公開用)

- 件 名 令和2年度第2回月形町行政区代表者会議
- 日 時 令和2年6月30日(火) 午後4時30分～5時25分
- 場 所 月形町役場 大会議室
- 出席者 委員：11行政区(11名) ※ 欠席：2行政区
町：上坂町長、堀副町長、古谷教育長、ほか15名

=====

※ 内容は一部要約しています。

1 開 会

【進行：企画振興課長】

2 町長挨拶

【挨拶：上坂町長】

- ・ 新型コロナもだいぶ収まってきたようですけれども、まだまだ先が見えない状況の中、このようにお集まりいただき誠にありがとうございます。また、区長の皆さんには、いつも大変お世話になっており本当にありがとうございます。
- ・ 私の任期も残り3か月になりました。昔の人は「百里を行く者は九十里を半ばとす」ということで、最後までしっかりと、新型コロナ対策についても町民の皆さんの命と暮らしを守るため、全力を挙げて取り組んでいきたいと思っております。
- ・ 様々な施策やきめ細かな取り組みをしっかりとやっていきたいと思っております。要望やご意見など、皆さんの声を区長さんの立場で私たちに届けていただきたいと思います。
- ・ 今日は、短時間で終わりたいと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。

3 議 事

【進行：堀副町長】

(1) 行政報告について

【説明：堀副町長】

資料1～3頁のとおり

- ・ 新型コロナの関係で、町外での会合等はほぼ皆無となっている。
- ・ 4/1 職員辞令交付
新規採用 一般事務職員1名
- ・ 4/17 J R 札沼線ラストラン見送り
本来は5/6の予定であったが、4/16に新型コロナウイルスの緊急事態宣言が発出されたため前倒しとなった。

- ・ 5/27 カンロ初出荷
- ・ 6/3 花き初出荷
- ・ 6/29 ミニトマト・大玉トマト・メロン（赤肉）初出荷

(2) 令和2年第2回月形町議会定例会議案について

【説明：堀副町長】

資料5・6頁のとおり

(P-5)

- ・ 令和2年度月形町一般会計補正予算
新型コロナウイルス感染症対策を中心とした増額補正
- ・ 月形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
7/6発行の広報紙で詳細をお知らせする。

(P-6)

- ・ 月形町穀類乾燥調製貯蔵施設（改修工事、機械整備工事）
請負契約議決
- ・ 月形町青果物集出荷貯蔵施設（新築工事、機械整備工事）
請負契約議決
- ・ 月形町農業委員会委員の任命について
任期：R02.07.20～R05.07.19（3年間）

(3) 町からの連絡事項について

【進行：堀副町長】

ア 新型コロナウイルス感染症対策について

【説明：堀副町長】

資料7～14頁のとおり

(P-7)

- ・ 緊急経済対策プレミアム付き商品券等発行事業
5/11に販売し、即日完売

(P-8)

- ・ 特別定額給付金事業
交付決定率：97.29%
申請期限：8/11まで
- ・ 5/29 第3回議会臨時会
議員11名及び特別職3名の6月期末手当について、3割削減の補正を承認

(P-9)

- ・ 中小企業者等経営持続化支援金交付事業

申請期限：7/31 まで

(P-14)

- ・ つきがた地域振興商品券
10/31 の期限までに使用していただきたい。

(その他)

- ・ 掲載した取り組みのほか、必要な対策を検討中
追加対策の対応を行っていく

【質疑等】

一Q (南耕地昭栄行政区) 7頁の(5)、9頁(12)・(13)ですが、通常の支援では国、道、町という順になると思います。「北海道の給付金に上乗せして支援する」、「町独自で支援する」ということですが、「北海道支援金の上乗せ」は、どこから出るお金ですか。

A (企画振興課長) 詳しく書いておらず、3回に分かれているので分かりづらいと思います。

国の緊急事態宣言を受け、北海道が業種を指定して休業要請や19時以降のアルコール提供自粛などに協力いただきました。そこについては、北海道の支援にプラスして町で支援をしています。また、北海道の要請や支援の対象ではないけれども、対策の取り組みを行っているお店、業種としては札幌市とほぼ同様ですが、そこには町独自で支援をしています。このように種類が分かれているので、「北海道支援金の上乗せ」、「町独自の支援金」という形に分けています。

Q (南耕地昭栄行政区) 上乗せ分は、町が北海道の支援金に上乗せするとしているということか。20万円(道10万円+町10万円)支給していることとなるか。

A (堀副町長) 北海道の休業要請で休んだところは北海道から出るし、更に町からも10万円を上乗せしています。北海道から休業要請をされていないところについては、町が独自で10万円を支給しています。

A (南耕地昭栄行政区) 分かりました。

イ 今後の行事予定(7月~9月)について

【説明：企画振興課長】

資料15頁のとおり

- ・ 7/7 月形町戦没者追悼式
9/3 樺戸監獄物故者追悼式
いずれも規模を縮小して開催

【補足：堀副町長】

- ・ 新型コロナ対策として、例年行われている行事についても、現段階では縮小や中止を含めて開催の見直しを行う方針

- ・ 7/7 月形町戦没者追悼式・9/3 樺戸監獄物故者追悼式

案内をさせていただく方も大幅に縮小

今回、行政区長への案内も行わない予定

ウ 乗り合いハイヤー事業（実証運行）について

【説明：企画振興課課長補佐】

資料 17～20 頁のとおり

- ・ 地域公共交通活性化協議会で協議済み
- ・ 今回の実証運行により、エリア、利用時間、料金などのニーズを本格運行に向けて調査

(P-19)

- ・ 青い太線を境に北地区と南地区を区分
- ・ 黄色の枠内は、利用できない。
- ・ 赤丸が選択可能な目的地

(全般)

- ・ 今回の実証運行の調査結果によっては、実証運行期間の延長を含めて、皆さんに利用いただけるような方法も検討していきたい。
- ・ 制約がある中の運行となるが、多くの方に利用いただきたい。
- ・ 利用者アンケートも実施し、本格運行に向け準備したい。

【補足：堀副町長】

- ・ 需要があるか、使い勝手のよい運行方法はどのようなものかなどを把握し、次の段階に移行したい。
- ・ 8/17 の運行開始までに、もっと周知して関心をもってもらえるようにしたい。

【質疑等】

ーQ (北農場第1行政区) 3点。7月と9月の追悼式を縮小するとのことですが、縮小するのであれば来年以降も、それなりに縮小するという考えがありますか。

17頁の乗合ハイヤーの利用者について、(1)と(2)で、特に障がいのある方を(1)では入れていませんが、入れなかった理由は。

もう一点、役場など出入口が2か所(農協側、正面側)あるようなところで、乗降する場所を1か所に限定するのか。

A (堀副町長) 戦没者追悼式、物故者追悼式の規模縮小について、次年度以降の考えは現段階ではまともではありません。本年は新型コロナ対策ということで早急に決めなければ支障があったため、このようにさせていただきました。来年以降については、新型コロナや今までやってきた状況を含めて、どのように開催するかを改めて考えたいと思います。今の段階では、来年以降の開催規模等について

は、はっきりと決めたものはありません。

A (企画振興課課長補佐) 利用者区分の関係では、年齢を区切った中での実証運行とし、まず、70才以上の方ということで開始をさせていただきます。第2期につきましても、この他に運転免許証のない方、障がいのある方ということで年齢要件が外れます。実証運行の中でニーズを明確にし、違いが分かるようにするという目的もあり、このような条件とさせていただきます。

場所につきましては、ご指摘のとおり、同じ役場でも役場のどこなのかというところがあります。このときは、予約時にハイヤー事業者の方で確認等を行いますので、その際に場所もしっかり把握し、利用者が迷わないような体制をとっていきたいと思っております。今後の周知も含め、町民サロン前がいいのか、役場の正面前がいいのか、または1か所に絞るとすることも含めて明確にできるように検討したいと思っております。

Q (北農場第1行政区) 仮に役場として、来るときには役場正面で降ろしてもらう方が便よく、だけど帰りは役場の農業委員会に最後に用事があるから、農協側の出口の方が乗りやすい。農協で買い物した後は、農協側の出入口の方がいい。

人によって「正面の方がいい」、「農協側がいい」という人がいるかもしれない。その辺のニーズの確認の仕方は。役場は「1か所限定」というのは、利用される方より良い便を考えたときにどうなのかと思っておりますので、もう少し検討していただきたいと思っております。

A (企画振興課課長補佐) 乗合ですので、複数の利用者が、たまたま帰りの乗り場で一緒ということもあります。今言ったように正面だったり、サロン側だったりということはあります。その辺もハイヤー事業者とこれから詳細を詰め、予約時にどこまで確認できるのか、安全に乗降できる場所としてどこがいいのかなどを含め、安全に利用できる体制を作っていきたいと思っております。

エ 保健福祉総合センター折りたたみテーブルの譲渡について

【説明：保健福祉課長】

資料 21 頁のとおり

- ・ 行政区・町内会を対象としており、個人は対象外
- ・ 配付方法

可能な限り、保健福祉総合センターへ取りに来ていただきたい。

取りに来ることが困難な場合は、ご相談いただきたい。

オ 月形町環境保全推進協議会生ごみ水切り器配付事業について

【説明：住民課長】

資料 23 頁のとおり

- ・ 目的は、可燃ごみを少しでも軽くしたい。岩見沢市・美唄市・月形町の合同により岩見沢市で焼却処理をしており、持ち込んだ重量に応じて施設の維持管理の負担金を支払う仕組みとなっている。将来的にそのような経費を削減するということを含め目標にしている。
- ・ 忙しいところ大変恐縮ですが、現物、ビニール袋、依頼文を用意していますので、広報紙と一緒に配付をお願いしたい。

【質疑等】

Q （南耕地昭栄行政区）これは裸か、箱に入っているか。

A （住民課長）箱に入って納品されるが、お届けの際に荷物とならないよう箱から出して現物のみをお届けします。なお、配付については、7月6日の広報と一緒に配付をお願いします。

（4）その他

なし

4 閉 会

【挨拶：上坂町長】

- ・ お互いに新型コロナに感染しないよう健康に気をつけ、よろしく申し上げます。今日はありがとうございました。

（終了 午後5時25分）